

2、Triticum compactum

(第24図中段 I、第67図 5・6・7)

この小麦は長さに比して幅が著しく広く、概貌が類円形もしくは広楕円形であるところに特長が存する。本遺跡発見品には正しくこの種の特長を有するものが2個存し、他の3個はいずれも小型で破損部を有し、整形品とは目し難い。頭部は多少ひらたくなっているが内外両縁の丸みが強く粒の面(腹面)はさほどふくらんでいない。面を縦走する凹溝は著しいとは思えない。但し第3号標品は深くきれ込んでいる。背面は中高くなつて膨出しており胚は火焼をうけて萎縮し二段に段づいて残されている。

番号	長	幅	厚	長/幅	長/厚	備考	番号	長	幅	厚	長/幅	長/厚	備考
1	5.0	3.9	3.3	1.3	1.5		5	3.6	2.9	2.4	1.2	1.5	々
2	4.7	3.9	2.7	1.2	1.7		平均		4.4	3.5	2.8	1.2	1.6
3	4.2	3.4	2.7	1.2	1.6	種皮を失う							
4	4.3	3.4	2.9	1.3	1.5								

(「日本古代農業発達史」さ・え・ら書房刊より転載)

山梨郡と可美郷

上野晴朗

日下部遺跡・七日子遺跡・江曾原遺跡を正しく理解するためにも、山梨郡と可美郷について詳述する必要がある。

古代史をひもとくと、平城への遷都は和銅三年で、同六年諸国郡郷の名に好字をつけ、その風土記を上がらせることが「続日本紀」に見えている。そして甲斐国の行政区画である郡名が、確かな文献に登場するのは、その翌年、つまり別章に記した、和銅七年(714)10月の金青袋白絶を納めた山梨郡可美里日下部某に関する記録が初見である。同時に可美里が記載されているのも唯一の例であって、その翌年の靈龜元年(715)には里は郷と改められている。

巨麻郡と都留郡の郡名は、正倉院文書の天平宝字五年(761)の、神宮造営徵用者巨麻郡栗原郷漢人部千代の記録があり、八代郡の郡名は続日本紀の神護景雲二年(768)孝子小谷直五百依の記録に見えてくる。

このように甲斐国は初めから四郡制をもって発足したようで、和銅六年の郡郷の好字をつけよといった命から約200年後の、承平年間(931—937)、「延喜式」と相前後して書かれた「和名抄」によると、初めて甲斐国郡制は四郡とあり、郷は三十一郷制がしかれている様子が明確に把握できるのである。

「和名抄」によると、甲斐には山梨(夜万奈之)・八代(夜豆之呂)・巨摩(麻)・都(豆)留、の四郡が配置されていた。

そして山梨郡には、於曾(塩山付近)・能呂(上・下岩崎から能呂付近)・林戸(一宮町内)・井上(井上・金川原・長田・下野原・栗合・夏目原付近)、玉井(井上の西方一帯で、金川と笛吹川の合流点付近で、北から坪井・上下平井・中川・成田・国衙・二ノ宮周辺)があって、以上五郷を山梨東郡となすとある。

また石禾(現在の石和付近)・表門(現在の表戸付近)・山梨(旧山梨・岡部・春日居付近)、加美(旧日下部・八幡より以北)、大野(現在の大野・神内川付近)以上五郷を山梨西郡となす、とある。

次に隣の八代郡を見ると、ここには五郷あって、八代(旧八代付近)・長江(旧御所村付近)・白井(白井から境川付近)・沼尾(柏・朝井・二川付近)、川合(三町・稻積付近)となっている。

以上を検討してみると、記載形式はなかなか厳密である。山梨郡の場合を見ると、筆頭は北面の於曾から始まって、東郡の五郷は笛吹川の主として東側にあたり、次に西郡を見ると、東郡の末尾をうけて、石禾から始まり笛吹川の西を北にさかのぼって、加美・大野と・笛吹川を渡って、まるで巻き込むようにして終わっている。この記載の微妙さは、さらに等力と栗原が巨麻郡に編入されていることを思うと、甚だ重要な課題なのである。

即ち山梨郡を検討すると、東郡は於曾から能呂へいきなり飛んで、その間の郷がないみたいであるが、しかし周知のようにこの間には、現在勝沼町に属する等々力と、山梨市に属する栗原が横たわっているのである。

このことは結果的にいえば、行政的に等力と栗原は巨麻郡の飛郷として処理できるが、ただ現今の地図に割りふって考えた場合、笛吹川の流路をもって東郡と西郡が分けられたのであれば、可美・大野・栗原・等力は一体、笛吹川の右岸にあったのか、左岸にあったのかという問題がのこってしまう。

また郷の区別がそれほど厳密に、流路に左右されたものではないということを考慮した場合でも、現今の山梨市に属するこれら諸郷の記載方法は、一つの謎としか云いようがないのである。

第一に山梨郡の中心地は、上に載せた郷の分布によれば、現在の一宮町・御坂町・石和町方面が中心であって、しかも山梨郡と八代郡の郡界は、現在の八代町と御坂町の間を流れる天川がほぼ境になっている。(これについては御坂町誌・八代町誌等に詳述したので参照されたい。)これらの様相を考慮すれば、政治の中心地である一宮や御坂方面の在庁官人達から見れば、於曾とはまさに僻地を意味する、おぞましい土地であるし、可美は美称というよりも、上郷そのものであったことが窺える。

一体に可美(上郷)はどの範囲を示すのかというと、日下部遺跡・七日子遺跡・江曽原遺跡などの所属する地縁的環境が中心であることは、ほぼ間違いないけれども、しかし塩山市乙川戸以北から牧丘町の小田谷や、三富村方面の谷々にも土師の分布が見られるので、これらの諸遺跡も、一括して行政的には上郷に含まれていたことになる。

また、可美里は日下部遺跡が中心という考えに立てば、その範囲はのちの大井俣の神権社会を考慮するならば、旧後屋敷方面から下井戸・上井戸の範囲までがそれに含まれるようである。

いずれにしても、和名抄の郷名に従うならば、その頃の笛吹川の流路は現河川よりも、よほど東を流れていたことが想像されるし、同時に笛吹川、重川の氾濫が度重なって、現在の山梨市、塩山市の西半分までは開拓がなかなか進まない未開の氾濫原が多かったのではないかと想像できる。

第一に一宮町誌・御坂町誌に詳述した如く、日川以北には条里の跡と思える痕跡がほとんど見当たらない。わずかに一町田中から大野の東方を北上し、下神内川に至る幹線が、一宮町の条里に結びつくけれども、果して条里と呼んでよいかどうか危惧される面の方が強いのである。

また旧八幡地区を見ると、ここには氾濫の痕跡がないため、幾筋かの条里の遺構らしいものが認められる。即ち八幡小学校前から八幡中学校前にいたる、東西に走る道路を中心として、北に四本、南に二本の並行する道路があり、南北には一町ごとに畦畔の区切りがあるのである。しかし、一宮町・御坂町・石和町方面の条里と少しも結びつかないし、あくまでブロック的に単独であるので、或は窪八幡神社等を中心とする神権社会の町割りのようなものかもしれない。

いずれにしても山梨市の古代は、笛吹川と重川の氾濫により、度々の被害をうけて、開拓は相當に遅れていたことが認められる。当初春日居町の国府に置かれていた官衙も、水害によって一宮町に移転していった様子が窺えるし、なによりも大きな氾濫は、その後平安後期に襲ってきていていることが窺えるからである。そもそも、前出のように八代郡と山梨郡の郡界は天川方面に金川が合流して流れていたため、この流れを郡界としたのであるが、ところが、平安後期に大水害があって、金川は大きく右(北方)に流路をふって笛吹川に合流したため、いわゆる金川原方面に大きな被害がひろがってしまった。

とくに注目されるのは一宮町内の金川左岸の林の中にある群集墳で、この氾濫により潰滅的打撃を被っているのである。普通古代の人々が奥津城をつくる場合、氾濫の起りやすい河川敷などには墳を構築しないから、これはどうみても、重いがけない大氾濫によって、それ以後、金川の流路が変わったおり、被害を被ったものと理解できるのである。

それについて興味深い問題であるが、例の和名抄が「国府在八代郡」としている課題である。そのため国衙移転説をめぐって様々な臆説が流れているのであるが、筆者はこの大氾濫を考慮に入れて、かえって和名抄に「府ハ八代郡ニアリ」と明記してあることが、なによりも有力な一宮から御坂への国衙移転を裏付ける根拠になると見ているのである。

つまり和名抄の成立は承平4年(934)といわれているけれども、その承平から溯って延喜年間までに、国衙が一宮から御坂の地に移ったのではないかと考えているのである。たとえば、前出の山梨郡の玉井郷か井上郷の中に、御坂の国衙付近は明らかに含まれてしまうのに、なぜ、ことさらに「府ハ八代郡ニアリ」としたのか、つまり、この和名抄の編纂される承平年間ころに、金川の流路の変遷があって、郡界もまた変更されたのではないかと思う。要するに郷の付け出しあは昔のままに編み込んだが、国司庁の問題だけはゆるがせに出来ないから、新しい郡界による標示を成したものと思われる。

従って時代がやや下り、鎌倉時代に入ると石和庄・井上庄がともに八代郡下となって、文献的に表われてくるから、その移り変わりを示していると思われる。

このように「国府在八代郡、行程、上二十五日、下十三日」の記載は、いみじくも、微妙に移り変わる歴史の視座のむづかしさを表わしているように思われる。

その面を考慮に入れて、もう一度わが山梨市周辺をふり返ってみると、やはり笛吹川の流路の移り変りか、或は大氾濫の影響のままに、東郡、西郡の境も厳密には明らかではなく、可美・大野の付近は、国司庁のある、山梨の中心地からみれば、やはり開拓の遅れた辺地の印象をまぬがれないと思う。

そのことは、土師文化の濃淡にはっきりと表われていて、日川以南には弥生末期から和泉・鬼高・真間期あたりの遺構が緻密に展開しているのに対して、日下部遺跡も七日子遺跡も江曾原遺跡も性格的には単純遺跡であって、一宮方面の遺跡群とはきわめて対照的であろう。しかし微細に見れば江曾原遺跡が氾濫をうけていないせいか、やや年代の幅が長く、複雑に展開している点は見のがせない性格である。

なおこの項において取り上げたいと思うのは、八幡北の上野原出土といわれる、大和古印がある。故内藤香石氏の所蔵になり、土地の所有者が掘り出したものを、篆刻家である内藤氏がゆずり受けたものであるという。出土場所は、窪八幡神社の西方、約1000mの地点で、弟川が南流し、その川によって形成された段丘が一段高く見晴らしの良い丘陵性格をつくり、同じ台上に、八幡中学校がある。

大和古印は材質は銅製、印面は方形で、一片が3cm、高さ2cmの抓みがついている。

文意は「主全私印」と読める。何の意味か明らかではないが、大和古印ともなれば、すくなくとも郡家あたりの長くらいでなければ用いることができないから、あるいはこの当りに郡衙に関係する施設でもあったのであろうか。後考をまちたいと思う。

大和古印



七日子粥と差出の磯

上野晴朗

別章にも記したように、七日子遺跡の存在する当遺跡地には、由来貢明神の別名をもつ七日子神社が鎮座していて、当神社はまたこの付近に存在する土師の集落址と、関係浅からぬものがある。また同時に日下部中学校庭を中心とする遺跡群とも、同時代、同性格のものである。

とくに注目されるのは、神社は単に別名を貢明神と呼ばれているばかりではなく、神社と並んでその東側隣接地に約3反歩ほどの古代瓦の散布する地域がある。地元の伝承によれば、往古ここに貢明神に結びつく古寺があって、朝廷に貢米を運ぶおりには、両方の寺社の前で儀式が行なわれたと伝えている。このように七日子神社(貢明神)というのは、地元の伝承を要約すれば、古代は朝廷に強く結ばれた格式高い神社であって、年々その朝貢米を運んだため、貢明神と呼ばれていたのだというのである。

そこでこの章では、その伝承を下地にして、遺跡群と結びつく七日子神社と貢米の問題を歴史的に掘り下げてみたいと思う。